

# 暴風警報・大雨警報の発令及び地震発生の措置と学校の授業について

標記の件について、学校では下記により対処します。緊急な連絡が入らない限り問い合わせは是非させて頂き、各ご家庭でお子様に以下のようなご指示をお願い申し上げます。

## 記

- 1 暴風警報・大雨警報について（和歌山市または和歌山県全域）
  - (1) 登校前に警報発令中のとき
    - ※1 暴風警報または大雨警報が発令されているときは、警報が解除されるまでお子様を自宅で待機させて下さい。
    - ※2 その他の警報または注意報の場合は平常通り授業があります。ただし、洪水や浸水のおそれのある場合は、保護者で十分考慮して下さい。
  - (2) 時間による措置
    - ※1 午前7時現在（7時ちょうどを含む）の気象情報で暴風警報または大雨警報発令中の場合は、自宅待機とします。
    - ※2 午前10時現在（10時ちょうどを含む）の気象情報で暴風警報または大雨警報発令中の場合は、臨時休業とします。ただし、午前中のみの授業日の場合には午前9時30分（9時30分ちょうどを含む）とします。
    - ※3 午前10時までに警報が解除された場合は、解除された時点より1時間30分後をめぐりに授業を行います。あわてず安全確認をした上で登校させて下さい。
  - (3) 警報が解除された場合
    - ※1 上記の(2)※3にしたがって登校させて下さい。
    - 次のような時は登校させなくて結構です。早急にその旨を担当までご連絡下さい。
    - ※2 各家庭・地域の被害状況から見て保護者の方が登校困難と判断されたとき。
    - ※3 通学路の事情からみて保護者の方が登校困難と判断されたとき。
  - (4) 授業中に左記の警報が発令されたとき
    - ※1 状況を十分把握して直ちに下校の処置をとりますが、状況によっては風雨の小康を待って安全が確保できるまで学校に留め置くことがあります。
2. 地震発生について
  - ※1 震度5弱以上の地震が発生した場合、危険が予測されるため原則として臨時休業にします。
3. その他
  - ※1 ラジオ・テレビの報道により和歌山市中学校に対し、特別措置が発表されたときは、その指示に従って下さい。
4. 備考
  - ※1 暴風警報または大雨警報発令中の場合、原則として学校から連絡しません。
  - ※2 特に連絡の必要のある場合は、学級連絡網により連絡します。
  - ※3 学校のことでは气象台や交通防災センター等に電話で問い合わせをしないようにして下さい。
  - ※4 部活動は、警報時中止。

このプリントをよく目の届く所に貼っておいて下さい